第一章 はじめに

行政作用の司法審査と「伝統理論」

議会による手続上の権利の設定と私人による公衆の利益の擁護

論

説

## 法的権利侵害とスタンディング

合衆国最高裁の判例法理の展開

宮 原

均

はじめに

まとめ

第四章「事実上の損害」の詳細化とスタンディングの限定

事実上の損害と「ゾーン・テスト」

事者となり、裁判所に判断をさせることができるのか、当事者適格の問題がある。アメリカにおいては、スタン 裁判所が行政作用を見直し、これを是正するためには、当事者が訴えを提起することが必要である。だれが、当

性」等の複雑な内容を包含している。

が重要である。すなわち「事件又は争訟」を解決する限りで裁判所は審査権を行使でき、そのためには当事者が 在の合衆国最高裁判所の判例法理においては、「他とは区別される個人的な損害」、「因果関係」及び「救済可能 利侵害と区別され、 ディング 「事実上の損害」injury in fact を被っていることが必要であるとされている。「事実上の損害」は、本来、 (standing to sue) 法律によって保護されていない、文字どおり単に事実上の損害を被ったことを意味するが、 の問題として議論され、これについては、まず、 憲法三条「事件又は争訟. 0) 法的 現 権

ち、 害」を被っているならば、たとえ法律の明文がなくともスタンディングを認められうる、ということになろう。 ン・ 作用の、法律上の実体要件に取り込まれているかどうかが重要であった。このことは、司法権行使に関するコモ れに反しない限りにおいて、スタンディングを創設することができるにとどまり、逆に、(3) きたとは言い難いように思われる。当初、憲法論はそれほど議論されず、当事者の権利・利益が、 そして、これが憲法上の要件であるとされる以上、法体系に従えば、 しかしながら、 裁判所による救済は、当事者が被った単なる損害(事実上の損害)に対してなされるのではなく、 ローの伝統である、 アメリカにおけるスタンディングの法理は、このような法体系に即した、演繹的な発展を遂げて damnum absque injuria(権利侵害のない損害)に影響されていたものと思われる。 議会は 「事実上の損害」を基準として、こ 当事者は「事実上の損 対象となる行政 法的権利へ すなわ

すことがわかってきた。その理由は、行政作用は、一方の当事者に権利・利益を付与すると同時に、 う。)によって判断しようとする場合、これをそのまま行政作用の司法審査に当てはめると不都合な結果をもたら しかしながら、 スタンディングを damnum absque injuria すなわち「法的権利・テスト」(以下「伝統理 他の当事者に 論とい

の侵害を伴うものでなければならない、ということである。

ない、と考えられてきた。

占的利益の保護は、 損害を被ったとしても、 を検討する場合、に問題が生じる。既設のラジオ局は、ライバル局に免許がなされることによって競争が激化し、 りスタンディングを判断しようとする場合、たとえばラジオ局への免許を、 くまで「公益」であるということである。そして、このような行政作用の性質にもかかわらず、「伝統理論」によ は損害をもたらしうるという複合的な作用であること。更に、 法的権利として認められていないからである。 その免許を争うスタンディングを有しない。既設事業者に対しては、競争からの自由・独 当事者に利益・損害を与えながらも、 既設のラジオ局が争うスタンディング その目的 はあ

実現は公務員によってなされ、私人がこれを自身の権利の中に取り込んでスタンディングの根拠とすることはでき で、これにはラジオのリスナーやこの問題に長らく関心を寄せてきた専門家らが考えられる。 他方、「公益」は法律によって保護され、その侵害を理由として免許の取消等を請求できるはずである。 だれが「公益」の担い手であり、その侵害を理由としてスタンディングを認められるのか問題になる。そこ しかし、「公益」の

たって重要なポイントになるのは、議会による「手続上の権利」の設定である。 性質上、 このように、裁判救済の対象を、当事者の実体上の権利侵害と結び付けて理解する「伝統理論」によると、その(?) 行政作用に対する司法審査のあたらしい方向性が模索されるようになったのである。この方向性を探るにあ 行政作用を争うスタンディングを有する者はほとんどいなくなってしまう。そこで、この理論から脱却し

査による事後的なコントロールが十分に機能していないことが明らかとなってきた。そこで、行政作用がもたらし 議会は法律により、 その議会意図の貫徹を図ってきた。しかし、「法的権利・テスト」によりスタンディングが狭められ、 事前に、 行政作用の実体的な要件を定め、 事後に司法審査により再度これを見直すことによ

た損害に着目して、 ディングを認め、 これを司法審査の俎上にのせようと試みたのである。 たとえその損害が、 当事者の実体上の権利と結びついていない場合にも、 しかしこのような手続上の権利の設定は、 法律によりスタン

上位規範である憲法、 特にその三条の 「事件」又は「争訟」との関係で問題になるようになった。

についてまでも議論されるようになってきた。(9) 法律の傾向にストップをかけているといえる。しかし、その憲法三条の解釈に問題はないのか、 手続上の権利はどの範囲まで認められるのか、ひいては行政作用に対する司法審査の在り方、憲法上の権力の配分 合衆国最高裁判所の判断は、 憲法三条のハードルを高くして、スタンディングの自由化を目指そうとする 議会・法律による

を争うスタンディングについて、 そして、この見解は、「伝統理論」を土台にしたものであり、ニュー・ディール期においては、 査においてどのようにとらえられ、発展してきたかを説明していきたい。そこで、記述の順序であるが、 受けた者にスタンディングを認める手続上の権利を行政作用の根拠法律の中に規定したことを示す。 必要性が認識され、 影響を与えていったことを確認する。しかし、その後、「公益」の実現のためには、 ことは「伝統理論」及び憲法三条「事件・争訟」との関連性を検討する必要性を認識させていることを説明してい 本稿は、これら議論のスタートであり、基礎となっている damnum absque injuria の考え方が行政作用 議会は、 実体上の保護を及ぼすかどうかとはひとまず切り離して、 最初に問題提起を行ったと思われるブランダイス裁判官の見解をまず紹介する。 行政作用に対する司法審 行政作用によって不利益を 判例の傾向に しかし、この 行政作用

## 第一章 行政作用の司法審査と「伝統理論

#### ー ブランダイス裁判官の考え方

は、 に、 のに限りなく近づくことになる。この点について批判され、一九七〇年において最高裁によって明確に否定される 益への侵害があるかどうかをスタンディングの要件とするならば、その判断は実質的に行政作用の実体判断そのも テスト」を用いる場合のいわば宿命であるかもしれない。すなわち、行政作用により、 問題にアプローチしている。しかし、彼は単に機械的に「法的権利・テスト」を用いているのではない。 取り組んだのはブランダイス裁判官である。 ·である。これらを念頭に、まず、エドワーズ・ハインズ事件(一九二三年)から紹介しよう。(ミロ) 行政作用を争うスタンディングの問題について、 材木を積載した車両が、 これへの侵害もスタンディングを認める根拠としているのである。しかし、 訴訟要件と行政作用の違法・適法という実体要件との区別が必ずしも明確ではない。このことは 行政作用 の個別の根拠規定のみからではなく、 鉄道の積再送地点において停滞することを防止するため、停車一日・一台当たりについ 彼は、 憲法を念頭においた一般法、 コモン・ローの伝統に従い 合衆国最高裁判所 (以下「最高裁」という。) において、 「法的権利・テスト」により、 彼のスタンディングに関する議論 とりわけ平等取扱い 当事者の実体上の権利 の権利を根拠 一法的権 すなわ 利 利

停止しておく必要がなく、 製材業者及び材木の仲買業者であるが、 て制裁金が科せられることになっていたが、その後の事情の変化によりこれが廃止されることになった。 制裁金の廃止によって、彼らの有利な立場が失われることを懸念し、その廃止を定める本件の命令を争っ この制裁金制度によって、 彼らは貯木場を所有しており、 停車を必要とする競業者に対して有利な立場に立っていた。 積再送地点において材木を積載した車両を 原告は、

論じる必要はないとした。

て訴えを提起したのである。

ていたとしても、 的な権利を原告が有しているわけではないとした。すなわち、 り競争が激しくなり、 ブランダイス裁判官の法廷意見は、 したがって、 制裁金の廃止は原告の権利を侵害することにはならず、裁判所はその違法・適法、 原告には、 原告は損失を被るかもしれないことを認める。しかし、競業者に対して制裁金を科する絶対 停車を行う競業者に制裁金を科することを請求する法的な権利は、 制裁金が、 原告の競業者にハンデを与えており、これが廃止されることによ 制裁金の廃止・競争激化によって原告が損害を被 認められ 有効・無効を ていな

ば、 は ものではなく、 合にのみスタンディングを認める理論には問題が残されているように思われる。 そのきっかけを与える当事者はだれか、この点こそが重要であると考えられるが、 められないとした。「伝統理論」に基づく、 行政判断が 停車に制裁金を科するという実務が、原告に利益を与えていても、法律はこれを原告の利益を目的として定めた 「公益」を目的とし、その違法は特定個人の法的権利侵害とは重ならないことも当然にあり得る。 制裁金の継続・廃止が原告にもたらす損害は「法的な」損害ではなく「事実上の」損害にとどまる一方で、 「公益」を害し、 したがって「事実上」のものであり、その侵害は法的権利への侵害ではなく、スタンディングは認 客観的に違法であり、裁判所による是正が必要とされる場合は十分に考えられる。 典型的な「法的権利・テスト」が用いられているが、 当事者の実体的な権利侵害の場 本件でいえ 行政作用 そ

グを否定したのがアレキサンダー・スプラント事件(一九三〇年) ス、ルイジアナ各州において営業していた鉄道会社が、 「法的権利」 の観点から考察し、原告は「事実上の損害」を被ったにとどまったとして、 コットンの輸送に関して特定の業者に対して一〇〇ポンド である。 オクラホマ、 アーカンサス、 スタンディン

V

よう命令を下し、鉄道会社はこれに従った。 当たり三~三・五セントの差別的な価格設定を行っていた。そこでICC しかし、差別的な価格設定によって恩恵を受けていた、運送サービス (州際通商委員会)は、これを廃止する

の利用者である原告が、ICCの命令を争ったのがこの事件である。

を維持しようとする鉄道会社の権利に依存しているにすぎない。原告が訴訟を提起することができるのは、「自分を維持しようとする鉄道会社の権利に依存しているにすぎない。原告が訴訟を提起することができるのは、「自分 らずに運輸サービスを受けるということである。原告が以前の運賃によって得ていたアドバンテージは、この運賃 他の競争者に対する、一〇〇ポンドあたり三・五セントのアドバンテージを失うからである。(『ヨ) 自身の権利が、この命令によって侵害されたとの主張を行う場合のみである」とした。 ブランダイス法廷意見は、確かに従前の差別的価格を廃止する命令によって、原告は経済上の不利益をうける。 命令を争うスタンディングの根拠にはならない。原告らの権利は、あくまで合理的な料金で、不当な差別によ しかし、この不利益

権利は合理的な料金・差別なき運輸サービスの享受にとどまり、差別価格による利益を受けることではないとして る利益は、鉄道会社の権利に依存する、いわば反射的利益にすぎず、スタンディングの根拠とはならない。原告の ブランダイス裁判官は、差別運賃の設定はあくまで鉄道会社の権利の問題であり、 利用者の原告が現に受けてい

利に依存しているとまでは言えないように思われる。ブランダイス裁判官は、この料金の差別化には合理性がな の権利にかかわるとしても、 確かに、 したがって命令による廃止は適法であるという実体判断が先行し、これがスタンディングの判断にも影響して 命令は鉄道会社に向けられ、その内容は運賃差別化の廃止である。しかし、 原告は鉄道の利用者であり、その利益は命令によって直接に影響され、 料金の設定自体が鉄道会社 鉄道会社の権

いるようにみえる。

り、更には手続上の権利についても配慮を行っていたことは重要である。この点について、 しかし、ブランダイス裁判官は、スタンディング認定にあたり、 個別法律のみならず、一般法も視野に入れてお シカゴ・ジャンクショ

ン事件(一九二四年)を紹介する。

これを認める命令を下した。そこで、A運輸事業者と競業する、他の六つの運輸事業者が原告となって、この命令 シカゴには鉄道会社所有の鉄道施設があり、それらは多くの運輸事業者によって平等に利用されてい A運輸事業者が、鉄道施設独占のために鉄道会社の株式の購入を企て、その認可を申請したところ、 ICCは しか

を争っている。 することによってもたらされた損害である」とした。 たい損害を被るとしている。この損害は競争の促進からもたらされたものではなく、「取扱いの平等を原告に否定 よる鉄道施設の独占が行われれば、原告らはA運輸事業者と対等な条件で競争することができなくなり、 て公平に差別なく利用され、平等な条件によって競争が行われてきた。しかし、申請が認可され、 ブランダイス法廷意見は、 原告のスタンディングを認めた。その理由は、従来の鉄道施設は、 運輸事業者によっ A運輸事業者に 回復しが

ば、 同利用を規定し、委員会の認可なしに運輸事業者による鉄道施設の買収を認めていない。この法律の趣旨からすれ なされていることが重要である。すなわち、 では、スタンディングの根拠として「平等取扱いの権利」のみではなく、 Cは認可によりA運輸事業者に独占的な利益を与え、原告らの「法的権利」を侵害しているとした。しかし、本件 鉄道施設の利用をA運輸事業者に独占的にゆだねることに反対する「具体的な利益」を原告は有していると判 一九二〇年運輸法は、 従前の州際通商法三条を廃止し、 鉄道施設買収に関する議会法律の指摘 鉄道施設の共

ブランダイス裁判官は、原告は、競争への参加について平等の取扱いを受ける権利があるにもかかわらず、

I C

断したのである。(18)

行っていたのである。 れている。原告らは、 よる手続きの当事者は、その命令の適法性が問題になったいかなる訴訟においても当事者になることができるとさ 法律による手続上の権利の設定が指摘されている。裁判法二一二条(Judicial Code §212) A運輸事業者による、ICCへの認可申請の手続きに参加し、この申請に反対の意思表示を は、

けたとしても、 競争事業者自身の利益を目的とせず、競業者である原告らが、A事業者に対してなされた認可によって不利益を受 には直結しないはずである。法律の趣旨が競争促進的であったとしても、それがもたらす利益は「公益」であり、 まま適用するならば、A運輸事業者への認可が法律の趣旨に反していても、このことは、原告らのスタンディング 認めず、共同利用 joint use を求めていることを重視しているようにみえる。しかし、「法的権利・テスト」をその ブランダイス法廷意見は、競業者のスタンディングを認めるにあたり、一九二〇年運輸法が、鉄道施設の独占を 反射的な利益を失ったにすぎず、スタンディングは認められないからである。

認められるのに十分ではない、としている。 り考慮されるのは公衆の利益 public interest であって、個人の利益 private interest ではない。そして、 なされるべきではない。 が抱く不満 public grievancesの救済は、公務員 public agents によってなされるべきであり、 自分自身の権利を保護し執行するためにのみスタンディングを有し、公衆の権利を援用することはできない。公衆 まさに、この点について指摘するのがサザランド裁判官の反対意見(マクレイノルズ&サンホード裁判官が同意) すなわち、 一九二〇年運輸法は、鉄道施設の買収について委員会の認可を必要としているが、認可にあた 競業者の活動やその施設の増加によって営業の損失がもたらされても、 私人の介入によって スタンディングが

裁判官は原告の「法的権利」に侵害が及んでいるかどうかに関して、行政作用の直接の根拠法律のみを問題として ンダイス裁判官は「法的権利・テスト」によりながらも、行政作用の根拠法律による実体上の権利保護を中心に考 いない。一般法としての「平等取扱い」の権利及び法律による手続上の権利をも指摘している。これによってブラ 確かに 「伝統理論」に従うならば、サザランド反対意見は説得力を持つように思われる。しかし、ブランダイス(②)

ニュー・ディール立法を支持するために、 調されたのである。節を改めて紹介しよう。 ディングという手続的な判断により、その訴え自体を拒否する姿勢をとったのである。その際に「伝統理論」が強 しかしながら、このスタンディング緩和の方向は一時ストップする。その理由は、世界恐慌を乗り切るための 最高裁はその合憲性を実体判断において肯定するだけでなく、

える「伝統理論」がもたらしていた、スタンディングの閉塞を緩めることに成功しているのである。(※)

## 二 ニュー・ディール期における「伝統理論」の復活

律は無効であり、 体を援助することを定めていた。これに基づいて、アラバマ州の四つの自治体が連邦と契約を締結し、 る事業を行う上告人は、この補助金と貸付金によって損害を受け、事業を失ったとして、これら援助を規定する法 ムの建設に関して補助金の支給や貸付を受けるなど、連邦から援助を受けることになった。そこで、これと競業す アラバマ・パワー事件(一九三八年)において問題となった国家産業再生法は、公共土木事業に関して州や自治 自治体が締結した先の契約の執行の差止めを求めて訴えを提起した。法廷意見を執筆したサザラ 送電システ

まず、それぞれの自治体は、上告人と競合する送電事業を行う権限があり、そのために資金を借入れ、公債を発

ンド裁判官は上告人のスタンディングを否定した。

させられるであろうとの主張は、明らかに権利侵害のない損害である」。 をなしたとはいえない。「上告人が、これら資金の利用により生じた自治体との競争によって損害を受け、 ない本件契約においては、 補助金を受ける権限がある。 貸付金及び補助金交付を受けたというだけでは、 共謀、 虚偽、 悪意、 強制が含まれているならば、 裁判で救済を求めることが可能 別であるが、これらが存在し 破たん

ことにはならない。したがって、この貸付を停止すべく裁判所の救済を求めるスタンディングを上告人は有しない とで認められている。貸付金は、投資への利潤という期待を打ち砕くかもしれないが、何らの法的権利を侵害する(%) 上告人には、 排他的な事業免許が与えられていない以上、自治体は上告人と競業する事業を行う権限を州法のも

うになった。これに対して、競業者である一八の事業者団体が公社による電力の販売等の禁止を求めて訴えを提起 ディール政策を維持した事件としてテネシー・エレクトリック・パワー事件(一九三九年)を紹介する。 した。法廷意見を執筆したロバーツ裁判官は上告人のスタンディングを認めなかった。 この事件と同様に、 テネシー渓谷開発公社法によって、テネシー川にダムが建設され、水上運輸、洪水防止、 競争から自由である「法的権利」は存在しないとして、スタンディングを否定してニュー 電力販売がなされるよ

理由なくして侵害した…と主張している…しかし、彼らも自然人同士の競争は適法であることは認識している」。 ングを有すると主張した。「上告人は、TVAは、 された権利を侵害している。 上告人らは、公社TVAとの競争によって相当程度の損害を被ったとし、このプランは修正五条等によって保障 したがって、公社の活動は彼らの法的権利 legal right を侵害しており、 電力の販売によって上告人と競争し、 彼らの財産と権利を正当 スタンディ

それにもかかわらず、公社との競争が違法であると主張する根拠は、電力事業に関して彼らが取得している「免

がって彼らの事業領域に別の事業者の参入を認めても、これに苦情を申し立てる法律上の原因とはならな 許」である。そして、この「免許」は競争がもたらす損害からの保護を保障する財産権であるとしている。 のでもなければ、競争を違法とするものでもない。「競争から自由であるとの権利」は設定されておらず、した しかし、マクレイノルズ裁判官の法廷意見はこれらの主張を退けた。彼らに付与された免許は、 独占を認めるも

no legal cause of complaint とした。

を支持しようとする裁判所の立場が、その実体判断に踏み込むよりもスタンディングのレベルでの問題処理の道を を一切否定することには問題がある。しかし、世界恐慌を乗り切るための緊急措置であったニュー・ディー じくする事業者との競争を同じにみて、競争がもたらした損害は法的権利への侵害ではないとしてスタンディング ころはないとしている。しかしながら、税金の投入をうけて圧倒的に有利な立場にあるTVAと、 この事件でも、競争から自由という「法的権利」は存在せず、この理は競争の相手がTVAであっても変わると 競争の基盤を同 ル

るが、この場合には「伝統理論」damnum absque injuria との整合性が問題になる。 いる場合である。そこで裁判所は行政作用の根拠法律の解釈として、その手続上の権利の範囲を検討することにな ンディングを認める傾向を示すが、その根拠として重要になってくるのが、議会による手続上の権利の設定であ 法審査の関係をスタンディングの問題を通して検討し始めるのである。最高裁は、 選ばせたと思われる。 しかし、一九四〇年代に入ると、最高裁は、 すなわち、自分自身の実体的権利への侵害以外の不利益を被った者に、法律が明文でスタンディングを認めて 競争基盤を同じくする競争者が提起した訴訟の中で、 競業者への営業免許を争うスタ 行政作用と司

この「伝統理論」を重視する立場からは、当事者がいくらスタンディングを認められても、

実体において法律の

されるべきであると主張する。 保護がその者に及んでいなければ意味がない。スタンディングに関する規定は、この点を十分に考慮して狭く解釈

可能であり、これが手続上の権利を設定した議会の意図であるとした。こうした考えを示すきっかけになったサン 律が保護の対象としている「公益」を法廷で主張するスタンディング standing for public を私人に設定することは 向に向かったのである。そして、当事者の実体上の権利侵害と結びつける「伝統理論」からの批判に対しては、法 しかしながら、最高裁は、実体と切り離した手続上の権利を議会が設定したことの意義を重視する解釈をとる方

## 第二章 議会による手続上の権利の設定と私人による公衆の利益の擁護

ダース・ブラザース事件(一九四〇年)から紹介していこう。 (33)

#### 実体上の権利と手続上の権利

告人は、 判断を示したため、被上告人はコロンビア地区控訴裁判所に訴えを提起し、A新聞社への免許は取り消された。上 スト・ A新聞社による免許申請手続きに参加してこれを争った。上告人FCC(連邦通信委員会) A新聞社は、 ダビュークにおいて既に放送を行っており、さらにダビュークにおいて放送局設置の許可を求めていたが、 被上告人がA新聞社への免許を争うスタンディングは存在しないと主張した。 アイオア州・ダビュークにおいてラジオ局開設の免許申請を行った。被上告人は、イリノイ州イー は双方の免許を認める

信法は、免許によって競業者に経済上の損失をもたらしたとしても、そのこと自体は、当然には免許付与の判断

被上告人のスタンディングを肯定した。まず、免許実務の根拠法律である通

バーツ裁判官による法廷意見は、

者を競争から保護するのではなく、公衆を保護することが通信法の目的であることはあきらかである」。 ことはない。免許は三年間を上限としており、 素にはならない。 あくまで判断要素は公衆の便宜、 撤回されることもあるし、更新される必要もないからである…免許 利益、 需要である。「免許によっては財産権をだれも取得する

ない、とした。 告人は、 法律上救済の対象ではないから、 な影響を被ったいかなる者も」コロンビア地区控訴裁判所に訴えを提起できるとしている。この意味に関して、上 競争からの保護は被上告人の免許、 A新聞社への免許によって被上告人が経済的な損害を受けたとしても、それは競争がもたらすものであ 通信法四〇二条(b)項(2)は明文で「委員会の判断によって圧迫され又は自分の利益に不利 通信法四〇二条(b)項(2)によって被上告人にはスタンディングは認められ 権利の内容ではないことを強調する。そして、被上告人の受けた損害は、

る者は、委員会による免許付与に関して控訴裁判所の注意を振り向けさせるに値する、十分な利害を有する唯一の 者である、という判断から定められている。そしてこのスタンディングを認めることは議会の権限の範囲であると い去ってしまうものであり、支持できないとした。この規定は、免許の付与により経済的な損失を被る可能性 これに対してロバーツ裁判官による法廷意見は、 上告人の考え方は四〇二条(b) 項 (2) の効果をほとんど奪

のはずである。それにもかかわらず、法律が競業者に手続上の権利を明文で設定し、最高裁もこれを支持した理由 の損害」にすぎず、免許の違法・取消等に結び付かず、競業者にこれを争うスタンディングを認めることは無意味 このロバーツ法廷意見は、「伝統理論」からするとかなり画期的なものである。 競業者 (私人) の利益保護ではないからである。したがって競業者に利益侵害が生じても、 免許の目的・要件は「公益」で 「事実上

はいかなるものであろうか。 (37)

判断した。以下、この事件を紹介しよう。 おいて、 である。この問題について、フランクファータ裁判官は、スクリプス・ハワード事件(一九四二年)の法廷意見に たためであろうと思われる。 としているから、 ことを議会が認識し、その是正を裁判所にゆだねる必要性を感じ、このことを裁判所も法律の解釈の中から認識し そこには 競業者に対する手続上の権利の付与は、 行政実務の実態が、 競業者自身の実体上の権利を侵害することはなく、その限りで違法と判断されることはないはず もっとも本件のように、 免許申請者等の当事者の利害に傾き、「公益」への配慮が十分になされてい 公益侵害を主張するスタンディングを原告に認めたことであると 競業者にスタンディングを認めても、 免許は「公益」を目的 ない

す。 見を執筆したフランクファータ裁判官は、上告人のスタンディングを認めた。彼は、 邦通信委員会)によって許可された は新たに私人の権利を創設していない。本法の目的は通信における公衆の利益を保護することである」ことを確認 と出力とが同じになった。上告人は、FCCによる本件許可は公益に反すると主張し、これを争っている。 (2)「申請を認めまたは拒否する委員会の判断によって圧迫され、又はその利益に不利な影響を被ったいかなる者 Aラジオ会社は、周波数一二○○ kilocycle、 コロンビア地区控訴裁判所に訴えを提起できる」に関して次のように説明している。まず「一九三四年通信法 (本件許可)。その結果、上告人スクリプス・ハワード・ラジオ会社の周 出力二五〇 wattへの変更を申請したところ、被上告人FCC 通信法四〇二条 b 法廷意 波数 (連 項

としてのみスタンディングを有するのである」。これにより、「裁判所は私人の財産権ではなく、公衆の権利を執行 そして、この観点から本法四〇二条 (b) 項 (2)を解釈すると「これら私的な訴訟人は、公衆の利益の代表者

見(マーフィ裁判官が加わる)は「上告人が競合するラジオ局を有しているという理由だけで、訴訟原因が認められ を認めようとするものであり、「伝統理論」からは当然、批判される。この事件におけるダグラス裁判官の反対意 見解は、 するために召集されているのであるが、後者を保護する場合に、その権限が縮小することはないのである」。この(4) るということはない。上告人の個人的な利益が、不法に侵害されていることを証明しない限り、 公衆という原告にとっては第三者の権利侵害を、 行政作用の違法・取消のために主張するスタンディング 権利侵害のない損

## 二 フランク判事による私的法務総裁の理論

害が存在するだけであり、本案において訴訟原因は存在しない」として批判している。(钬)

事件(一九四三年・第二巡回区控訴裁判所)において次のように述べている。(低) 明しようとしたのが、 の侵害を被った者に、 このように、根拠法律に手続上の権利が定められているとはいえ、実体的には法的権利ではなく事実上の利益へ 公衆の利益への侵害を主張させることについて、これを「私的法務総裁」という理論から説 控訴裁判所の判事であったフランク判事である。彼はアソシエイテッド・インダストリーズ

するための権限を適切に与えられている。とすれば、議会は、公務員でない者にも訴訟を提起する権利を与え、公 きを開始することを議会が認めることは憲法上許される。この場合には、法務総裁は公衆または政府の利益を擁護 務員がその権限に違反して活動することを防止するため、 すなわち、公務員が、法律上の権限に違反して活動することを防止するため、 私的法務総裁は認められるはずである。 訴訟を提起することを認めることができるはずである。 法務総裁のような公務員に、 手続

この私的法務総裁を念頭に、サンダース事件(一九四〇年)及びスクリプス・ハワード事件(一九四二年)で問題

認めていると理解できるとしている。(%) 侵害されていないが、公衆の利益擁護を目的に違法な公務員の活動を防止するため、その者に訴訟提起することを となった通信法四〇二条 (b) 項 (2) 「不利な影響を被ったいかなる者」を解釈すると、 個人の実体的な利益は

フランク判事は、 リード事件(一九五三年・第二巡回区控訴裁判所) (型) においても私的法務総裁の考え方に基づい

て、スタンディングを認めたので、次に紹介しよう。

も用いることができるとする命令を発したために、その無効を求めて訴えを提起した。一九三八年・連邦食物・薬 affected by such order、連邦控訴裁判所に訴えを提起できると定められている。 the validity of any order、その命令によって不利な影響をうける者はだれでも any person who will be adversely 物・化粧品法は、命令の適法性に関して現実の争訟が主張されている場合 in a case of actual controversy タミンを用いる場合、それが人工のものであるか、天然由来のものであるかをラベルに表示することなく、 上告人はビタミンAの天然素材である魚油を扱う業者であるが、連邦の行政機関が、マーガリンの材料としてビ いずれ

への固執に反省をもたらし、議会によるスタンディングの創設を重視する裁判例の傾向をもたらした。 して、 フランク判事はスタンディングを認めた。議会が一定のクラスにある者、本法では不利な影響を受けた者、に対 私的法務総裁が正当に創設されたのである、とした。フランク判事の私的法務総裁の考え方は、「伝統理論 公務員の違法行為阻止のための訴訟提起を認めたならば、違法行為を行う公務員から合衆国の権利を守るた

## 三 私的法務総裁理論の下級審への影響

サンダース・ブラザース事件(一九四〇年)においては、競業者の「事実上の損害」として経済的な不利益が問

の 題になっていた。しかし、リード事件(一九五三年・第二巡回区控訴裁判所) よって、スタンディングは、手続上の権利を認める法律を根拠として、更に拡大する傾向を示すようになるのであ 健康被害へのおそれであり、 その範囲は、 競業者への損害と比べて格段に不明確・広範囲といえる。 においては 「損害」の内容は、 消費者

る。これについて下級審判決のいくつかを紹介する。

けた者は、誰でも、その命令の審査を控訴裁判所に求めることができる、と規定されている。 これを本控訴裁判所においてを争っている。ヘイズ判事は上告人のスタンディングを認めた。 告人 Federal Power Commission(連邦動力委員会)がA会社に与えた水力発電事業への免許の手続きに参加し、 ディングが環境保護団体に認められた事件である。上告人は、多くの環境保護団体からなる組織体であるが、被上 (b) においては、この章における手続きの当事者で、この手続きの中で委員会が下した命令によって不利益を受 シーニック・ハドソン事件 (一九六五年・第二巡回区控訴裁判所) (8) においては、 水力発電事業免許を争うスタン 連邦動力法三一三条

法的な権利を与えていると判断する」。 事者の範疇に該当すると判断されなければならない。同法は、上告人に対して彼らの有する格別の関心を保護する 又は「争訟」が欠けているとしてスタンディングを認められなかった場合にも、これを与えることが可能である」 おいて、その活動によって格別の関心を示してきた者は、連邦動力法三一三条(b)にいう「不利益を被った」当 としている。本法は、天然資源の維持、景観の保全、遺跡の整備に関して広範な権限と責任を委員会に負わせてい ヘイズ判事は「法律は、新たに利益または権利を創設することができ、この法律がなかった場合には、 したがって委員会は、これら公衆の利益を水力発電開発から保護する必要がある。そのために、「この分野に 「事件」

次に、テレビ局の免許について、競業者ではなく視聴者を代表する団体が、これを争うスタンディングを認めら

18

ある。

ること、 参加者を含む、 付きの免許を与えるとの異例の判断を示した。条件の内容は、公平原則を厳格に順守し、 しながらも、これと対立する見解の放送を拒んだりした。Aテレビ局は免許の更新を申請したが、委員会は、 しているとして批判されていた。すなわち、 れたのがユナイテッド・チャーチ・オブ・クライスト事件(一九六六年)である。Aテレビ局は、公平原則に違反れたのがユナイテッド・チャーチ・オブ・クライスト事件(一九六六年)である。Aテレビ局は、公平原則に違反 る場面を意図的にカットしながら「ケーブル・トラブル」とテロップを流したり、人種隔離を主張する番組を放映 差別的な番組の傾向をただちに改めること、更には一年間のプロベイションに服させることになったので 地域の代表者と議論し、その番組内容が地域の需要・関心を十分に満たしているかどうかを確認す 人種問題に関してNAACP(全米黒人地位向上協会) 公民権運動への積極的な が登場してい

るので、 の概念は実務的及び機能的であり、 自らの私的な利益の保護のみならず、公衆の利益を擁護するためにも認められるとする。そして「スタンディング 与えられず、公平原則を否定され、Aテレビ局の番組において無視され差別されている視聴者を代表していると バーガー判事はスタンディングを認めた。まず、サンダース事件(一九四〇年)を引用して、スタンディングは 上告人らは、宗教団体及び公民権運動団体である。彼らは、対立的な問題について自分の立場を主張する機会が 通信法四〇二条(b)項(2)に基づいて訴えを提起した。 視聴者のように明瞭で鋭い感覚を備える者を締め出す理由を見出すことはできない」。 現実かつ正当な関心を有する者のみが手続きに参加可能であるように定められ

る。これと同じ文言が用いられている通信法において、なぜスタンディングが認められないのか、委員会は説明し に共通するのは 先例として、 「影響」又は「不利益」をうけた者にスタンディングを与えるとする法律が存在していたことであ 消費者のような公衆にスタンディングが認められた例を掲げる。そしてこれら訴訟すべて から紹介しよう。

ていない、とするのである。

との議会判断を裁判所が重視していることである。 に肯定しようとの裁判例の傾向を紹介した。そして、この傾向を支えるのは、私人に公益保護の機能を持たせよう ない場合にも、事実上の損害を被っている者にスタンディングを与える、との法律の定めがあれば、これを積極的 以上、サンダース・ブラザース事件(一九四〇年)における最高裁判決以来、原告の実体的権利が侵害されてい

限界との問題が生じてくるのは避けられない。この点について議論しているデータ・プロセス事件 (一九七〇年)(®) 自由化も可能である。しかし、この場合には、憲法三条の事件・争訟と法律によるスタンディングの創設の範囲・ 不明確かつ広範囲なものであった。もしも、法律の文言通りにスタンディングを認めるならば、スタンディングの での裁判例において問題となった法律の定めは「行政作用によって不利益を被った者はだれでも」というきわめて しかしながら、次に問題になるのは公益侵害を主張してスタンディングが認められる私人の範囲である。ここま

## 第三章 事実上の損害と「ゾーン・テスト」

の判決には、 を争っている。ダグラス裁判官による法廷意見は、スタンディングを否定した原審の判断を破棄・差し戻した。こ 上告人は事務データ処理を業として行っていたが、この業務への銀行の参入を可能とする、被上告人による規則 個別裁判官の意見はなく全員一致である。著名な事件でもあり、 判決内容の詳細については注に委ね、

以下、ポイントのみを述べる。

ン・テスト)。 律・憲法が保護している利益のゾーンに上告人の利益が該当していると議論できる場合であるとしている より上告人が「事実上」の損害を被っており、スタンディングは認められうるとしているのである。もっとも「事 認められるのである。本件においては、銀行の参入・競争から上告人は「法律上」は保護されていないが、これに 実上の損害」を被った者すべてに対してスタンディングを認める、とはしておらず、更に、問題となっている法 護しているかどうかは問題ではない。法的ではなく、事実上であっても、 より判断するとしている。「事実上の損害」については、上告人が被った損害―競争がもたらす損害―を法律が保 ダグラス裁判官はスタンディングを「事実上の損害」及び「法律による保護のゾーン内」という二つのテストに 損害が発生していればスタンディングが

違いはなくなったのではないかと思われる。 「ゾーン・テスト」により、競争からの保護を認めようとする法律の趣旨を引き出ている。しかし、この「ゾー 上の損害」で足りるとしながら、 である、としている。関連法律の趣旨・目的を丁寧に審査し、 ン・テスト」を用いることにより、 ダグラス裁判官は、主張する利益が法的に保護されているかどうかは本案の問題であるとし、その意味で「事実 更に、行政作用の根拠法律の保護の範囲に該当していると議論できることが必要 結局のところは従来の「法的権利・テスト」を用いた場合と比べてそれほどの 競争からの保護は正面からは認められていないが、

いまひとつはっきりしない。また、これらと憲法三条の要件との関係も十分に説明されていない。(88) 定の意味を最高裁が解釈したにすぎないようにもみえる。更に、「事実上の損害」と「ゾーン・テスト」の関係も 機関の活動によって不利益を受けた者」にスタンディングを与えるとしている。「ゾーン・テスト」はAP ところで、この訴訟はAPAに基づいて提起されている。その文言は「関連法律の意味の範囲内において、行政(&) A の 規

るための根拠とされていくのである。しかし、この点に関する議論は、 に「事実上の損害」は逆にスタンディングの範囲を縮小し、公益擁護のための私的法務総裁という考え方を否定す 是正のためのスタンディングを拡大することであったことを指摘しておきたい。それにもかかわらず、 しかし、ここでは、「事実上の損害」は、「伝統理論」と真っ向から対立するものであり、その目的は、 本稿の対象からやや外れるので別稿にゆだ 皮肉なこと 行政作用

# 第四章「事実上の損害」の詳細化とスタンディングの限定

ね

以下、本稿において必要な限りで若干の指摘を行うにとどめておこう。

### 一 景観上の利益と原告自身への損害

分であるとする。 は、 は、 は、 データ・プロセス事件においては「事実上の損害」は、 この事件で問題となっている景観、 これに限定せずに、環境上の利益侵害も含まれるとしている。シエラ・クラブ事件(一九七二年)において 環境保護団体が、ディズニーによるリゾート開発への許可を争ったが、スチュワート裁判官による法廷意見 自然・歴史遺産、 競争者への経済的利益侵害を内容としていたが、 野生動物への影響も、「事実上の損害」をもたらすに十 最高裁

暇に影響を受けたとの主張はなされていない」。ある問題に格別の関心を有し、その関心がどんなに長く持続し、 その問題を論ずるのにいかに適任であったとしても、APAにおける不利益を受けたとは言えないのである、と いる。そして、上告人・環境保護団体は「自ら又はそのメンバーが、ディズニーの開発によってその活動または余 しかしその一方で「審査を求める当事者は、自分自身が損害を受けた者に該当することが求められる」として

した

ンディング」と「事実上の損害」との整合性について説明する必要性が生じてきたのである。 利益への侵害を主張するだけでは「事実上の損害」の要件を満たすことはできなくなったと思われる。その結果、 サンダース事件(一九四〇年)&スクリプス・ハワード事件(一九四二年)で指摘された「公衆の代表としてのスタ このように、「事実上の損害」には競争がもたらす経済的不利益のみならず、環境上の利益侵害も含まれるとし 原告自身がその損害を被っていることをかなり厳格に求めている。これによって、原告が、

葉はこの意味で用いられているのである、としている。 (4) めの一助として、「公衆の利益」に言及できるのである。「公衆の利益の代表」あるいは「私的法務総裁」という言 この点についてスチュワート裁判官は、原告自身への「事実上の損害」が認められれば、スタンディングが認め 司法審査が開始されるが、その際に原告は、行政機関が実務処理の際に法令を順守しなかったと主張するた

張するだけで「事実上の損害」を被っていない私人には、スタンディングは認められないとしている。

スチュワート裁判官は、原告自身への損害を厳格に必要とする同時に、スタンディングを認められた以上は、

対象となる行政作用の「公益」侵害を「違法」事由として主張できるとしている。逆に、単に公益侵害を主

の「事実上の損害」を憲法上の要件とすることをはっきりさせた。そしてこれによって、議会によるスタンディン

いずれにせよ、この事件でスチュワート裁判官は、スタンディングに関し、憲法三条の要件として当事者自身へ

グの創設に一定の歯止めをかけたということである。

あり「事実上の損害」の内容の詳細化である。そのひとつとして「一般的苦情」がある。これについては、 しかし、 最高裁による歯止めはこれに限らず、更に厳しさを増すのである。その方法はやはり憲法三条の解釈で 納税者

訴訟や市民訴訟が問題となった事件で検討された。

### 二 納税者訴訟における「一般的苦情

に影響を及ぼす可能性はかなり低く、不明確であるためスタンディングは認められないとした。 比較的ささやかなものであり、 (一九二三年)(Frothingham v. Mellon, 262 U.S. 447(1923))が確認され、連邦納税者が、 て、二つのネクサスというテストによりこれを肯定した。この事件では、まず先例であるフロッシンガ 最高裁は、 連邦納税者訴訟に関しては消極的な立場をとってきた。 その内容は決定しがたいものである、また、 しかし、 国庫の資金からの支出が、 フラスト事件 国庫の資金に有する利益は (一九六八年) 将来の課税 にお

権分立の一翼に裁判所をとどめなければならないとしている 提示された問題、 定して審査を行う、とする。ただし、連邦裁判所は、 しかしながら、 本件においてウォーレン法廷意見は憲法三条に言及し、裁判所は、対立するコンテクストの中で 及び、裁判手続きによる解決が可能であると歴史的に考えられている形で提示された問題に、 政府の他の部門にゆだねられた領域に侵入しないように、 (See Flast v. Cohem, 392 U.S. 83, 95 (1923))° 限

裁判所が取り上げ、その支出が違法であるとの判断を下すことは、三権分立の問題を提起するというのである。 のである。もっとも、 手続きによって解決すべきではない。この段階・ このウォーレン法廷意見で注目されるべきは後者である。 納税者が抱く「一般的苦情」は、 この障壁が、 憲法上のものであるか 立法・ 領域への裁判所の介入は、三権分立に反するのではないかという 行政の民主プロセスによって是正されるべき事柄であって、 すなわち、 (絶対障壁)、それとも憲法によっては命じられてい 連邦納税者が納めた税金の使い道につい す な 7

が、

裁判所の政策判断によるものなのか

(司法の自制)、議論が分かれていた。

他方、 合性の理論を不明確で絶えず変動する輪郭を与えてしまっているのである」。 くの微妙な圧力が、憲法三条の憲法上の限界の中に政策上の考慮を混合する原因となり、このことが、司法判断適 判断適合性は固定した内容を有する法的概念ではない。多くの微妙な圧力の結果から形成されてきたとする。「多 れているのではなく、純粋に政策的考慮からこれが認められなかったことを示唆しているとする。すなわち、司法 ウォーレン裁判官は、絶対障壁ではないとした。すなわち、ローカルの納税者にはスタンディングが認められ、 数限りない訴訟に道を開いてしまうことを最高裁が懸念してきたことなどは、納税者訴訟が、

とは憲法三条の要請であるという考え方がリチャードソン事件でとられるのである。 しかしながら、その後「一般的苦情」への解決は「政治・民主的プロセス」にゆだねられるべきであり、このこ

き」である、としている。 「一般的苦情」であることを前提に、「この問題は、議会の監視、そして最終的には政治プロセスにゆだねられるべ 認できず、選挙人としての義務を十分に果たすことができないと主張した。バーガー法廷意見はこれらの主張が 争った事件である。すなわち、CIAの支出に関する情報が十分に得られず、議会や執行部の活動を情報面から確 条九節七項が問題になり、CIA(中央情報局)法に基づく支出に関する公表が不十分であるとして連邦納税者が この事件では、バーガー主席裁判官が法廷意見を執筆している。公金の授受・支出に関する公表を定める憲法

解を主張する権利を侵害するものではない」。 い範囲にスタンディングが該当しないからと言って、政治的なフォーラムにおいて、又は選挙において、自分の見 そして、「一般的苦情」が憲法三条の要件であることをうかがわせるべく次のように述べている。「憲法三条の狭

同じくバーガー主席裁判官が法廷意見を執筆した事件にシュレジンジャー事件(一九七四年)がある。この事件(8)

利益」 においても、 が必要であることが強調されているが、これらについては注にゆだねる。 納税者訴訟における「観念的」「一般に共通の」不利益は、「事実上の損害」に当たらず「個別的な不

能性」である。この二つの要件について検討しているのがウォース事件(一九七五年)である。 れれば、現実に救済をもたらす」場合でなければならない、ということである。これが 条の要件をクリアするために必要であるとする。そして、このことは別の見方をすると「原告に有利な判決が下さ ている。そこで、対象となっている行政作用と、原告の被った損害との間に「因果関係」が存在することが憲法三 三条「事実上の損害」の要件は、「訴訟を提起している当事者の被った損害を裁判所が救済する」ことを中核とし でなく、最高裁は、更に「因果関係」及び「救済可能性」の観点からもこれを限定するのである。 このように、憲法三条「事実上の損害」の中には、納税者訴訟における「一般的苦情」は含まれないとするだけ 「因果関係」及び すなわち、憲法

#### 三 因果関係・救済可能な

宅用にして、アパート等がほとんど建てられないようにし、これによって低中所得者・少数民族の排除をはかった 委員を被告として訴えを提起した。ペンフィールドはゾーニング条例により、 上告人はロチェスターの住人と様々な団体であるが、隣接するペンフィールドとその町のゾーニングにかかわる 空地の利用のほとんどを一戸建て住

のである。

ことにはならないし、彼らの権利が侵害されたことにもならない。彼らがペンフィードに居住できないのは、被上 ない低中所得者・少数民族と、 法廷意見を執筆したパウエル裁判官はスタンディングを否定した。その理由として、ペンフィールドに居住 上告人等が共通の属性をもっていたとしても、それだけでは上告人等が排除された

断を示しているのである。

の蓋然性があること、 告人の違憲・違法な活動に原因していること、このゾーニング条例がなければこの地で家を購入または賃借できた 人の違法行為の結果ではない。ゾーニング条例と上告人の損害との間の因果関係を示されていない、としたので そして、その求めている救済が裁判所によって認められれば、上告人の困難が除去されることについて相当 が必要である。彼らがペンフィールドに住めないのは、(8) 住宅市場経済の結果であり、

判官によって示されたが、 このように、憲法三条「事実上の損害」の内容として「因果関係「救済可能性」を含ませる考え方がパウエル裁 彼は、更にエクロウEKWRO事件(一九七六年)においても、この二つに基づいて判(※)

ある。

受け入れ、その治療を一切拒否していなければ、急患以外には、費用負担ができる患者のみに限定して医療を行っ ができるとされており、「慈善目的」の意味についてIRSは新ルールを定めた。すなわち、 ても、その病院は 者及びその団体が訴えを提起した。法廷意見を執筆したパウエル裁判官はスタンディングを否定した。 わない病院に対して税優遇措置を認めており、 I R S (内国歳入庁) 法は、専ら「慈善目的」で組織し、活動している非営利の病院は税優遇措置を受けること 「慈善目的」に該当するとした。しかしながら、この新ルールは、 病院が被上告人に治療を拒否することを助長している、 貧困者に十分な医療行為を行 フルタイムで急患を

のであって、法廷に存在しない第三者の独立した行為から結果した損害は対象にならないのである」とした。本件 被告ではないことを強調する。 ウエル裁判官は、 そして、被上告人のなかで治療を受けられなかったものが存在すること自体は認めるが、 審査を求める当事者自身が損害を被っていなければならないという要件は放棄されていない 「連邦裁判所は、 被告の行為に正確にたどり着くことができる損害のみを救済する 病院は

についていえば、 金の問題とは一切無関係に、 病院による治療拒否が上告人による税優遇措置に関するルールによって結果しているのか、 病院の判断によって結果しているのか」確たる判断は示せず、 推測の域を出ないので

同様に、 推測の域を出ないのである。(タン) 被上告人が裁判所に望む判決が下されても、 被上告人が病院から治療を受けることができるようになる

かもまた、

を、 議会は、実体においては公益目的としながら、手続上の権利を私人に設定することによって問題を解決しようとし かを紹介してきた。そして「伝統理論」damnum absque injuria(権利侵害のない損害) レートに行政作用を争うスタンディングに応用することはできないということがまず明らかになった。「公益.. 以上、主として行政作用を争うスタンディングに関して「伝統理論」とその修正を最高裁がいかに工夫してきた 私人の提起する訴訟において最終的に実現するという要請を満たすことができなくなるからである。そこで、 の考え方を、そのままスト

れるのではないか、たとえ、議会が手続上の権利を設定して行政作用を裁判所の審査の俎上にのせても、その審査 よいかが問われることになった。すなわち、行政作用の違法は、原告の実体権の侵害と対応する限りでのみ認定さ る しかし、この試みは多くの問題を提起した。規定があいまいでスタンディングが認められる範囲が不明 あるいは訴訟の洪水をもたらすという批判がある一方で、そもそも手続と実体の乖離をどのように説明すれば 確であ

たのである

ングは認めないということである。

は結局のところは原告の権利侵害の認定に限定され、これとかかわりなく客観的な違法を判断することはできない

のではないかということである。

利・利益の救済である。この基本線から外れて、行政の客観的な違法を中心に審査させるような訴訟、 法三条の解釈としてより理論的に強固な形をとっているのである。すなわち、裁判所の役割は原告の実体上の権 ある。しかし、最高裁はこの考え方をとらなかったのである。むしろ「伝統理論」への回帰を志向し、 味は、この客観的な違法までも審査させることを意味すると判断したのである。それが「私的法務総裁」 この問題にいち早く気づいたのがフランク判事であり、彼は「伝統理論」によりつつ、手続上の権利の設定の意 しかも、 スタンディ の理論で 憲

とするのである。 そして、このことが議会によって守られない場合には、憲法三条違反として手続上の権利を設定する法律を無効

懸念したからと思われる。しかしこの点の分析については別稿にゆだねさせていただく。 起により、本来、政治・民主プロセスによって解決されるべきと判断される問題が、裁判所に持ち込まれることを この最高裁の断固たる姿勢の理由はどこにあるのか、難しい問題である。おそらくは、 環境保護団体等の訴訟提

#### (注

1 次のような説明がある。「事件及び争訟によって意図されているのは、権利の保護・執行、害悪の防止、救済、又は制裁を求め 事件及び争訟の意味について、マスクラット事件(一九一一年)(Muskrat v. United States, 219 U. S. 346 (1911))

という〕言葉は、裁判所に判断を求めるために、その主張を行う、現在の又は存在しうる対立する当事者が存在していることを意 て、法または慣習によって確立した通常の手続きに従って、裁判所において訴訟人の主張がなされていることである。憲法、 条約に基づく当事者の主張が、司法権の行使が可能な形式をとっているならば、いつでもそれは事件となる。[「事件・争訟」

味している」。*Id.* at 254

- 2 国最高裁判所の判例法理の傾向―」洋法五三巻三号一頁(二〇一〇年)以下参照。 Federal Courts of Limited Jurisdiction, 54 RUTGERS L. REV. 1, 5 (2001). [hereinafter James Leonard and Joanne C. Brant] 🜣 😂 vo. See James Leonard and Joanne C. Brant, The Half-Open Door: ArticleIII, the Injury-in-Fact Rule, and the Framers' Plan for 「事実上の損害」の具体的内容がどのように形成されてきたかについては、拙稿「合衆国憲法三条とスタンディングの法理―合衆 憲法制定者が、最高裁の「事実上の損害」テストについてどのように考えるかを示す証拠はほとんど存在しない、とされてい
- (4) See Kenneth Culp Davis, Standing to Challenge and to Enforce Administrative Action, 49 CLUM. L. Rev. 759, 764 (の) See John G. Roberts, Jr., Article Limits on Statutory Standing, 42 Duke L. J. 1219, 1226 (1993). 議会は、 禁止されていたスタンディングを認めることができる、としている。 条によって許されている範囲内でスタンディングを広く認めることができ、これによって、立法がなければ裁判所の自制によって 立法により憲法三
- 律」は、「事件・争訟」に影響を及ぼしうる、としている。 [hereinafter Davis]「事件又は争訟」を法律によって作り出すことはできない。しかしながら、その一方で、法律は「利益」「権 利」を創設できる。その結果、これらを定める法律がなければ存在しなかったはずの「事件・争訟」が成立しうるのである。「法
- (15) See Davis, supra note 4 at 762.
- 6 433 (1974). [hereinafter Albert] See Lee A. Albert, Standing to Challenge Administrative Action: An Inadequate Surrogate for Claim for Relief, 83 YALE L. J. 425 連邦裁判所は、 政府公務員との争いを解決する際にも、専らコモン・ロー上の private action を用いていたとの指摘がある。
- (∼) See Albert, supra note 6 at 438-39. 被告が原告に対して義務を負っていないならば、被告の行為は、 原告の損害についての

法的な原因とはならず、法の保護は及ばないのである。

- (8) See Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U. S. 555(1992). この事件について紹介する邦語の文献については拙稿・前掲注 2
- ( $\circ$ ) See James Leonard and Joanna C. Brant, supra note 2 at 24. より、裁判所による救済を狭くし、これによって裁判所と執行部・立法部との衝突を最低限にとどめているのである。 憲法三条に関して、 個人的な損害の要件を厳格に求めることに
- (□) See id. at 148.

10

Edward Hines Yellow Pine Trustees v. United States, 263 U. S. 143 (1923)

- (A) Alexander Sprunt & Son, Inc. v. United States, 281 U. S. 249 (1930)
- (\(\mathref{\pi}\)) See id. at 254.

14

See id. at 255

- (5) Sprunt & Son, 281 U. S. at 255.
- (当) The Chicago Junction Case, 264 U. S. 258 (1924).
- (17) *Id.* at 267.
- 18 See id. at 267. ☆47′ See Louis L. Jaffe, Standing to Secure Judicial Review: Private Actions, 75 HARV. L. REV. 255, 263 (1961).

素として競争を考慮することを求められている。これを考慮していない場合には合理的な説明が必要である。この意味で原告に [hereinafter Jaffe Judicial Review] 当事者に競争の軽減を求める権利は存在しないが、行政機関はその判断にあたり、ひとつの要

(9) The Chicago Junction Case, 264 U.S. at 260

スタンディングが認められる、としている。

- (A) See id. at 271. (Sutherland, J., dissenting)
- (A) See id. at 271-72
- 22 ジャフェは、この事件において伝統的な「権利―義務」の考え方からスタンディングを肯定することは無理であるとしてい

る。 ことを申立てるスタンディングは肯定される、としている。See Jaffe Judicial Review, supra note 18 at 264 しかし、法律が、行政機関が考慮すべき利益を規定しており、この利益は法的に保護された利益であり、 この点が無視された

California R. Co. v. Southern Pacific Co., 284 U.S. 47(1931)において確認される。以下、この事件について紹介する。 の要件が重視され、原告の権利・利益がこの要件に取り込まれていること、②行政作用の要件は、 る。このブランダイス裁判官が切り開いた行政作用を争うスタンディングの考え方は一九三〇年代に入って、Western Pacific いという一般法に基づく権利によっても定められること、③個別法律によって、原告に手続上の権利が設定されていること、であ 以上のブランダイス裁判官の考え方をまとめてみると、原告のスタンディングが認められるためには、 個別法律のみならず、 ①行政作用の実体法上

「確認」を得なければならないとしている。更に同条二〇項は、同条一八項に違反する敷設は裁判所による差止めが可能であると 九二〇年運輸法四〇二条一八項は、鉄道敷設にあたり、その現在または将来の公共の利便及び必要性についてICCからの

「関心のあるものは誰でも」any party in interest がこれを裁判所に請求できるとされていた。

告人が上告人の計画を妨害する目的をもって、上告人の建設予定地を横切る鉄道の建設を、同条一八項の確認を受けることなく開 は誰でも」に該当するかどうかが問題になったのである。 始した。そこで、上告人は同条二〇項に基づき、被上告人の建設の差止めを求めて訴えを提起したが、上告人が「関心のあるもの 鉄道建設会社である上告人が、予定していた建設工事に関して同条一八項の「確認」を求める手続きを進めていたところ、

る。 と同時に損害ともなりうるということ、鉄道が競業者に損害を与えれば、その損失は最終的には公衆に負わされるということであ 資源の浪費であること、こうした浪費のツケは結局のところ公衆に回ってくること、事業者間の競争は、 国家の関心事項であること、投下された資本に合理的な見返りを得ることが認められなければならないこと、不必要な鉄道建設は 次のような認識を有していることをまず確認する。すなわち、個々の事業者が利潤を得て、経済的な基盤を維持できるかどうかは 法廷意見を執筆したマクレイノルズ裁判官は、上告人のスタンディングを認めた。彼は、本法において議会が鉄道建設に関して See id. at 50-51 公衆にとって利益となる

こうした観点から、すでに決定された敷設予定地に、「確認」なく競業者が鉄道建設を行うのを差し止めようとした本件に検討

たらず裁判所の救済を得られないとするならば、輸送を促進しようとする議会の計画を促進することにはならない。しかし、その を加えている。そして上告人を保護する「明確な法的権利」clear legal right が存在しなければ、上告人は party in interest にあ 一方で、裁判手続きを利用したいと考えるもの誰に対してもこれを許すということにはならない。「法が順守されることに関し

生じさせ、上告人の福利に直接に作用し、好ましくない影響をもたらす可能性がある。まさしく上告人は格別の関心がある。すな て、共通の関心以上のものを有しなければならないのである」。Western Pacific, 284 U.S. at 51 こうしたスタンスにたって本件を眺めてみると「被上告人による確認なくしたがって違法な行為は、 輸送状況に実質的な変化を

(전) Alabama Power Co. v. Ickes, 302 U. S. 464 (1938).

わち、自身の福利が深刻な程度に脅かされているのである」。*Id.* at 51-52

- (5) *Id.* at 479.
- (26) See id. at 480. (27) See id. at 480.
- 28 Tennessee Electric Power Co. v. Tennessee Valley Authority, 306 U.S. 118 (1939).
- (\approx) Id. at 138.
- $(\mathfrak{S})$  See id. at 139.
- 31 ルが発展し、個人に権利を与えることなく、公衆を保護する義務の創設がなされてきた、との指摘がなされている。See James このような「法的権利・テスト」は、個人的な権利のみを保護する効果をもつが、ニュー・ディール期以降は、 公的権利モデ
- Leonard and Joanna C. Brant, supra note 2 at 16.
- Federal Communications Commission v. Sanders Brothers Radio Station, 309 U. S. 470 (1940)
- (ℜ) Id. at 475
- 34 かし、このことは逆に、法律によりスタンディングが認められていれば実体的権利も同時に認められることにつながる、と考える 伝統的なコモン・ローの考え方によれば、損害が法的権利に対してなされていない限り、 スタンディングも認められない。

- 地が広くなるとしている。See Louis L. Jaffe, Judicial Control of Administrative Action, 525-26 (1965) ことも可能である。しかし、ジャフェは、実体的な権利が存在しない場合には、 審査権の行使に関して裁判所の裁量のはたらく余
- 545(D.C.Cir. 1942)は、サンダース事件(一九四〇年)の後に下された判決であるが、通信法四〇二条(b)項(2)の意味に ついて、経済的に損失を受けた場合に限定してサンダース事件(一九四〇年)を理解する必要はないとしている。See id. at 547. See Sanders Brothers, 309 U.S. at 477. \*\* National Broadcasting Co., Inc. v. Federal Communications Commission, 132 F.2d
- 36 通信法は、競争からの自由を権利として保障していない。See Albert, supra note 6 at 476
- <u>37</u> 失を、免許に際して考慮していない。しかしながら、競争が、申請者の公衆への奉仕に影響を与えているかどうかについては、 デービスは、議会は、ラジオ放送における自由競争の原理を放棄していない。そこで、委員会は、 競争がもたらした経済的

考慮できる、としている。See Davis, supra note 4 at 777

- 38 beth Magill, Standing for the Public: A Lost History, 95 VA. L. REV. 1131, 1140 (2009). [hereinafter Magill] 原告が受けた損害は、救済の対象ではなく、公衆の損害を救済するための道具である、との見方もなされている。
- 39 Scripps-Howard Radio, Inc. v. Federal Communications Commission, 316 U.S. 4 (2d. Cir. 1942)
- (\(\frac{1}{4}\)) Id. at 14.
- 41 note 38 at 1142 認めた―を、裁判所が理解したこと、そしてなおかつこれを容易に受け入れたことである、との指摘がある。 Ibid. なお、この判決で重要なことは、議会で行ったこと―不利益を受けた者が、公衆の利益を裁判において主張することを
- (42) *Scripts-Howard,* 316 U.S. at 14-15. 議会は、裁判所を、公衆の利益を擁護するために利用しているのである。 に ンダース事件(一九四〇年)及びスクリプス・ハワード事件(一九四二年)の理解として、 私人に公衆の利益を代表することを認めているならば、憲法三条の要件は不要である。 公衆の権利を執行することを認めてきた、と主張している。See Jaffe Judicial Review, supra note 18 at 274 議会が、法律により私的法務総裁を定 英米のコモン・ローにおいては、

43

アルバートは、

同じ第三者の権利を主張するスタンディングに関しても、法廷に存在していない特定の団体の利益を主張する

場合と、問題それ自体の公的性格に着目する場合とを区別して検討することが必要である、と主張している。 See Albert, supra

- Scripps-Howard, 316 U.S. at 20-21 (Douglas, J., dissenting, Murphy, J., joins in this dissent)
- (4) Associated Industries of New York State, Inc. v. Ickes, 134 F. 2d. 694 (1943)
- 46 ので、「事件性」が認められるとしている。See Davis, supra note 4 at 761 いて法務総裁は、単に法律上の問題を裁判所に判断させるためではなく、現実の被告人が罪に服すべきかどうかを問題としている See id. at 704. デービスは、 憲法三条・事件・争訟の観点から、 法務総裁のスタンディングを考察している。 刑事手続きにお
- (年) Associated Industries, 134 F. 2d. at 704
- (\(\preceq\)) See id. at 705.
- (�) Reade v. Ewing, 205 F. 2d 630 (2d. Cir. 1953)
- 50 公衆の利益を、私人に主張させることを認めることも可能である、としている。See Magill, supra note 38 at 1147 See id. at 632. マギルは、 議会は、公衆の利益を主張するため法務総裁に訴えを提起することを認めている。そうとすれば、
- 51 裁の考えを打ち出したのである。See Magill, supra note 38 at 1143-44 あるとすれば、それは憲法に違反すると考えていた。そこで、憲法三条とサンダース事件との整合性をはかるために、私的法務総 たがって事件・争訟は存在していないとしていた。そして、「事件」を提示していない原告が訴えを提起することを認める法律が フランク判事自体は、「伝統理論」に立脚していた。サンダース事件における原告は、法的利益を有せず訴訟原因がなく、
- 52 Scenic Hudson Preservation Conference v. Federal Power Commission, 354 F. 2d. 608 (2d. Cir. 1965).
- 53 必要であるとされた。このことは、 トの方向を目指すものである、 この事件では、 法律が行政機関に対して、ある種の利益を考慮することを求め、この利益に原告が格別の関連性があることが との指摘がなされている。See Magill, supra note 38 at 1158 原告が、法律によって認識された利益を有するかどうかであり、結局のところ、 法的権利テス
- (3) Scenic Hudson, 354 F.2d. at 615.

- (5) *Id.* at 61
- 56 このことは、これらの当事者が単に公益保護のためではなく、自分自身の利益を行政機関が侵害したことを理由にスタンディング 行政機関が、公益保護の義務を負っている一方で、テレビ局の免許更新手続きに視聴者が参加することは拒否されていない。 Office of Communication of the United Church of Christ v. Federal Communications Commission, 359 F. 2d 994 (D. C. Cir

が認められるとも考えられるのである。とすれば、この事件で示された論拠はサンダース事件(一九四〇年)のそれとは異なると

(%) *United Church of Christ*, 359 F. 2d. at 1002

の指摘がなされている。See Magill, supra note 38 at 1153-56

- Ewing, 205 F. 2d 630 (2d. Cir. 1953))° 鉄道の食堂車における人種差別を認めるルールを争うスタンディングが乗客に認められた(Henderson v. United States, 339 U. S. 816 金の値上げを(Bebchik v. Public. Utilities Commission 287 F. 2d 337(1961))それぞれ争い、これら経済的損害だけではなく、 1943)) 電力消費者はその料金を(United States v. Public Utilities commission, 151 F. 2d 609(1945)) 公共輸送機関の利用者が料 (1950)。また、マーガリンの消費者がマーガリンに含まれる成分に影響する命令を争うスタンディングを認められた(Reade v 石炭消費者はその最低価格命令を争い(Associated Industries of New York State, Inc. v. Ickes, 134 F. 2d 694 (2d. Cir.
- 60 Magill, supra note 38 at 1157 が保護する利益に、彼ら自身の利益を関連づけることによってスタンディングを認めようとするのである、と分析している。See の結果、視聴者の責任ある代表は、免許手続きに参加する権利があり、行政機関による免許を争うスタンディングを有する。 See id. at 1002. なお、マギルは、この事件に関して、放送局は、法律の明文により公衆に奉仕することが求められている。
- 者等の利益を、 mation of American Administrative Law, 88 HARV. L. REV. 1667, 1730 (1975) 議会が、消費者・環境保護団体にスタンディングを認めるようになったのは、 適切に保護することができなくなったからであるとの指摘がなされている。 行政機関が規制対象の企業以外、 See Richard B. Stewart, The Refor

- 62 Association of Data Processing Service Organizations, Inc. v. Camp, 397 U. S. 150 (1970)
- 63 であるとすればAPAに基づかない訴訟においてスタンディングはどのような判断が示されるのか。この場合には常に(少なくと 案の先取り、とした批判を打破できていないのではないか。②ゾーンテストは、APAの説明にすぎず、これを追認するにすぎな be protected by the statute は果たして、legal right 及び legal interest とどれだけ違うのだろうか。「ゾーン・テスト」は、 ト」についても、 の範囲内において、行政作用によって不利益を被った者にスタンディングを与えているのである」(id. at 153)。「ゾーン・テス る利益のゾーンに含まれていると議論できるということである。このように理解することの結果としてAPAは、関連法律の意味 いる。その内容は、「原告が保護を求めている利益が、問題となっている法律または憲法の保障によって保護ないし規制されてい われる。しかし、これについては、学説、その後の最高裁判例は迷いがあり、混乱したのち憲法三条の要件であることで固まって 事件(一九六八年)の枠組みでまず検討することを肯定したと思われる。②については、いま一つはっきりしない。文章の流れか 三条とはかかわらない要件であるのか、疑問がある。しかし①については、納税者・競業者スタンディングについては、「同一の 者のスタンディングである本件には及ばないのか、②「事実上の損害」は憲法三条の内容を具体化したものなのか、それとも憲法 るかどうかであるとしている。この見解には、①フラスト事件(一九六八年)のスタンディングに関する憲法三条の議論は、 訟は必ずしも同一の道を歩むとは限らないとしている。そして、スタンディングの最初の問題は「事実上の損害」をもたらしてい 判断は納税者訴訟のフラスト事件(一九六八年)を引用しているが、ここで問題になっている競業者のスタンディングと納税者訴 で問題が提示されていること、裁判所による解決が可能であると歴史的に考えられた問題を提示している場合であるとする。この いのではないか。とすれば、APAはスタンディングが本来認められない領域に特別にスタンディングを創設したのか。もしそう 憲法三条の出発点」the same Article 🗉 starting point (id. at 152) を有することを確認しているから、競業者についてフラスト ダグラス裁判官は、まず、憲法三条の観点からスタンディングを問題とし、その内容は対立的なコンテクスト adversary context 「事実上の損害」は、スタンディングが憲法三条の枠内にあることを確認する第一番目の審査として行うという趣旨と思 関連法律が当事者の実体上の権利を保護しているかどうか、という解釈に依存しなければならず、「damnum…」 その内容が不明確であるという批判以外に次のような疑問が生じる。① arguably within the zone of interests to は本

において初めて意味があったからである。結局、憲法論や、訴訟要件についてのそもそも論を展開してはいるが、堂々巡りの末 の損害」を検討することはほとんど意味がない。「事実上の損害」は、法律と関係のない損害をスタンディングの要件とすること も競業者のスタンディングの場合)ゾーンテストが用いられるのか、結局関連法律との関係を考慮するならば、 に、元の法的権利テストに、以前より不明確な形で戻っている、との批判は必ずしも的外れではないのではないだろうか 憲法三条「事実上

断に過ぎず、その枠内では別の選択・法律も可能である。つまり、この事件は、APAによるスタンディングの意味がゾーンテス 内で関連法律の範囲において不利益を被った者にスタディングを認めるとした。つまり、憲法三条枠内で認められる裁量・政策判 ンディングを創設し、その範囲について議論された事件である。APAにおいて議会は、憲法三条の「事実上の損害」の枠の範囲 三条の内容と zone テストの内容がイコールであるとはしていない。 トの内容であり、これを創設した議会の判断は「事実上の損害」を中核とする憲法三条に違反しないとしているだけであり、 更なる批判として、この事件はAPAの明文に基づいてスタンディングの存否が問題となっていた。議会が、法律によってスタ

れていったのである。 められていると考えられる。そして、現実にも、これを柔軟に理解し客観訴訟に限りなく近い立法が環境法の領域を中心に制定さ に保護されている必要がないからである。「損害」に解釈の余地があるものの、「事実上」である以上かなりの選択の幅が議会に認 示された見解からすればこれがかなり広範に認められそうである。「事実上の損害」は、原告の被った損害が法律によって実体的 データ・プロセス事件(一九七〇年)についてこのような理解に立つと、議会によるスタンディングの創設に関して、 (第三者)侵害を理由とする私人のスタンディングを議会が創設することができるかどうかの問題が生じる。憲法三条の要件に 公衆の利

まで下している。(Lujanv. Defenders of Wildlife 504 U.S. 555(1992)) スタンディング創設立法の無効は、 三条「事実上の損害」に徹底した主観訴訟の枠をはめ公衆の利益、 ことを拒否したのである。そして、一九九二年には、スタンディング創設立法を憲法三条の枠を超えているとして無効とする判決 (一九七〇年)に至るまでの判例の流れから真っ向から逆らうものである。こうした判例の考え方の変更の理由については本稿で しかしながら、最高裁は、予想された客観訴訟化の道をとらずにスタンディングを狭める方向に進むのである。その手段は憲法 社会一般の利益への侵害を原告の「事実上の損害」に取り込む データ・プロセス事件

この傾向に歯止めをかけているのである。 事態は同じではない。公民権運動や環境保護団体は、その張り巡らした情報により行政作用をチェックし、その是正を訴訟の場面 で憲法三条「事実上の損害」を緩やかにとらえてこれら団体による法廷を利用した闘争に力を貸すべく立法を行ったのである。 で争う体制を整えている。そして、これを後押しするのが議会の法律であり、議会はデータ・プロセス事件での判断に力を得る形 を必要とせず、これを除去するために「事実上の損害」で足りるとしたのであろう。しかしながら、これ以外の分野では必ずしも る。競業者という枠組みが、すでにして争訟性をそなえ、当事者や訴訟事件の発生を限定している。そこで、法的権利という障壁 題点である。具体的免許等における競業者の受ける損害は裁判所が法的問題を解決するのに必要な「対立性」を十分に備えてい ていたのは競業者のスタンディングであり、競争からの保護は法的権利ではない、としてそのスタンディングを否定することの問 は扱うことはできないが、データ・プロセス事件(一九七○年)でしめされた「事実上の損害」「ゾーンテスト」の念頭に置かれ こういった事の是非を論ずることはできないが、最高裁はこの傾向に歯止めをかけ憲法三条の解釈を武器に議会・団体と対峙し

65 (64) データ・プロセス事件(一九七〇年)において、「事実上の損害」を受けただけでスタンディングを認めるならば、 益を侵害されていることを考慮する必要はなくなるはずである。しかしながら、ゾーン・テストが用いられることにより、 法的権利への侵害を、第三者に代位して裁判において主張する可能性をもたらした。これが認められるならば、当事者が個人的利 もあり、この場合には競争を激化させたことを理由として、私人にスタンディングが肯定されることになる。この点について して当事者の利益侵害の有無が問題とされるのである。この点を指摘するものとして、See Stewart, suþra note 61 at 1732 競争の促進が常に「公益」であり、競争からの自由は私人には認められない、とは限らない。法律がこれを保護している場合

タンディングを認められないと繰り返し判断してきたことを認める。しかしこれらスタンディングを否定された事例においては、 にスタンディングを認めた。まず、最高裁の先例は、 「主要な地域」の意味・範囲をめぐってTVAと競合する電力会社が争っている。 テネシー渓谷開発公社法は、TVAが主要な電力供給源である地域の外において電力を販売することをTVAに禁止していた。 適法な競争によってもたらされた経済上の損害は、 ブラック裁判官が法廷意見を執筆し、 それ自体では当然にはス 電力会社

Hardin v. Kentucky Utilities Company, 390 U.S.1(1968)を紹介しておこう。

原告が執行を求めていた憲法上及び法律上の規定は、競争によって損害を受けないように保護することを一切考慮していなか 映していたならば、損害を受けた競業者はこの規定の順守を求めるスタンディングを有する(s*ee id.* at 6) 少なくともシカゴ・ジャンクション事件(一九二四年)以降は、 立法目的が競争上の利益を保護することを反

本法はTVAとの競争から私的な公益事業を保護することが本法の主要な目的であることは議論の余地なく明らかである

id. at 7)°

- 66 二〇〇一年) は、 ろ本案の問題を扱っていると指摘している。See Albert, supra note 6 at 494 ればよい。特に後者が重要で、したがって「議論成立」テストと呼んでおられる。なお、アルバートは、データ・プロセス事件 (一九七〇年)では、スタンディングにおいては、本案の問題は扱わないとしていながら、「ゾーン・テスト」により、 原告の利益が「法的に保護される複数の諸利益圏内」のひとつであればよく、そのことを本案で判断するのに値するものであ 古城誠「アメリカにおける競業者の原告適格」 法的権利テストから法的保護利益テストを通じてスタンディングの緩和がはかられてきたが、このテストの特徴 小早川、 宇賀編 『行政法の発展と変革 下巻 九九一百頁 結局のとこ
- <u>67</u> ly affected or aggrieved by agency action within the meaning of relevant statute, is entitled to judicial review thereof. して法的権利が侵害されていない者がスタンディングを認められるためには、政府活動の違法性を法廷に持ち出すことをこれらの この条文の意味について、マギルは、司法審査に関する特別の法律上の規定がない場合には、法的害悪テストが用いられる。 APAの条文は以下の通り。5 U.S.C §702(2006)"A person suffering legal wrong because of agency action, or adverse そ

者に認める法律を議会が定めた場合のみである、としている。See Magill, supra note 38 at 1150

とすることはできない。また、「ゾーン・テスト」は、APAを根拠とする訴訟において用いられてきたが、 かはっきりしないが、法的利益の分析からスタンディングを切り離そうとするダグラス裁判官の立場からは、 いかなる者であっても」訴訟提起を認めるとある場合には、「ゾーン・テスト」によるスタンディングの制約は存在しないはずで See James Leonard and Joanna C. Brant, supra note 2 at 19-20. 「ゾーン・テスト」は憲法三条それともAPAの解釈である 個別法律において

あるとの指摘がなされている。

- 69 Sierra Club v. Morton, 405 U. S. 727 (1972)
- 70 See id. at 734
- 71 Sierra Club, 405 U.S. at 735
- <del>73</del>

72

- Sierra Club, 405 U.S. at 739
- 74 See id. at 737-38
- 75 Flast v. Cohen, 392 U.S. 83 (1968)
- 77

76

See Flast, 394 U.S. at 93

- 78 United States v. Richardson, 418 U.S. 166 (1974)
- <del>7</del>9 されなければならない。」(阿部竹松『アメリカ憲法』〔補訂版〕二三五頁(成文堂、二〇〇九年)) 続を経ないで国庫より支出してはならない。また、一切の公金に関する正式の決算書ならびに領収書と出納決算書は、随時、 合衆国憲法第一条第九節第七項は次のとおり規定されている。「いかなる金銭も、法律によって規定された政府歳出予算の手
- 80 See Richardson, 418 U.S. at 176-77.
- 81 Id. at 179

82

Ibid

- 83
- Schlesinger v. Reservists Committee to Stop the War, 418 U.S. 208 (1974).
- 84 であるが、市民および納税者の資格で、議員が同時に退役軍人のメンバーを兼ねることは上述の兼職禁止条項に違反するとして 憲法一条六節二項が定める、上・下院議員による他の公職兼務の禁止が問題になっている。被上告人らはある団体のメンバー

害」であり、審査を求める当事者自身が損害を被っていなければならないという要件は一切放棄されていない(see id. at 218)。 退役軍人が議員在職中に受けた支給を返還することなどを求めて訴えを提起した。スタンディングのエッセンスは一事実上の損

とすることによって、不可欠な具体性という方向性をその論争に与えるのである」(id. at 220-21)。 可欠な要素なのである。申立てを行っている当事者が、不法として争っている活動によって具体的な損害を被っていることを要件 所による救済可能な形で投げかけられるためには、現実または切迫にかかわらず、具体的な損害であるということがその論争の不 公衆のメンバーすべてに共通した一般的利益への侵害を主張するだけでは足りない(see id. at 219-20)。「論争が、 伝統的に裁判

利益に不利に影響するだけであり、抽象的な損害である」(Schlesinger, 418 U.S. at 217)。 ことである。更に、条項の順守がなされていないという、そのことだけでは、憲法の支配においてすべての市民が有する一般的な れないことによって退役軍人の議員が立法者の義務を誠実に果たすということを市民が奪われるは観念的な問題に過ぎないという る。これは、市民すべてによって共有されている利益である。被上告人の申立てる文言から明らかになるのは、この条項が順守さ 本件においては、「被上告人は、司法部門に対して、執行部門が兼職禁止条項に従って活動するように強制するように求めてい なお、その他納税者訴訟に関する判例の動向については、拙稿・前掲注(2)二七―三七頁参照

- (\omega) Warth v. Seldin, 422 U.S. 490 (1975)
- (⊗) See id. at 504.
- (5) See id. at 506-07.
- (88) Simon v. Eastern Kentucky Welfare Rights Organization, 426 U.S. 26 (1976).
- (⊗) *See id.* at 39
- (S) Simon, 426 U. S. at 41-42
- (S) See id. at 42-43
- (S) See id. at 43
- (ℜ) See Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U. S. 555 (1992)